社会保険労務士とその顧問先の関係性をサポートする

CELLS

かゆいところに手が届くあなたのためのソフトを・・・

台帳電子申請セミナー

講師：株式会社セルズ　坂口浩美

本日習得するテーマ

- 電子申請とは
- 事前準備
- 実際の申請作業 NEW!
- 申請後のルール
- 平成28年からの新ルール NEW!

従来の手続き方法と電子申請の違いを把握する。

２４Ｈ３６５日申請可能

◎

自分で進捗チェック

×

控書類をダウンロード

×

© Cells All rights reserved

用紙手続きとの比較でわかる！「電子申請」のメリット

電子データでの提出

◎ 簡易書留不要

◎スピーディーな控書類取得

◎ 顧問先への送信

© Cells All rights reserved

電子申請の方式３パターンを覚える。

通常申請

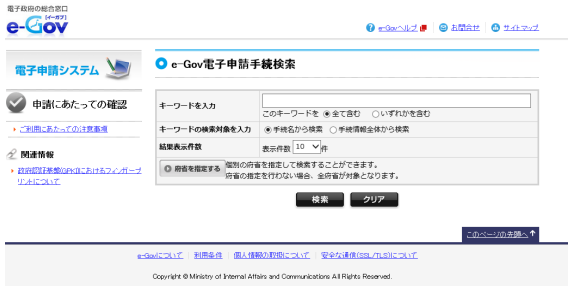

遅い

一括申請

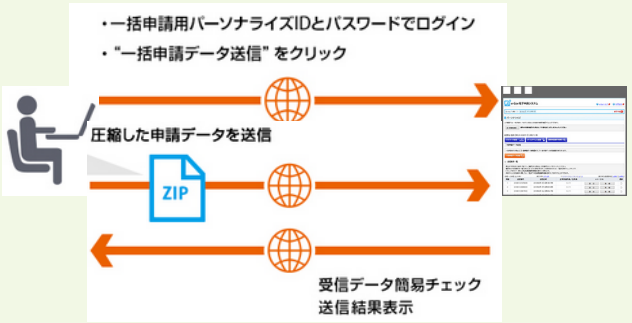

早い

外部連携API

早い

※台帳がTypeGあるいはV9.00.07以上の場合は一括申請可能

どのパターンで処理しても顧問先に渡すものは同じ。

© Cells All rights reserved

＜参考イメージ＞

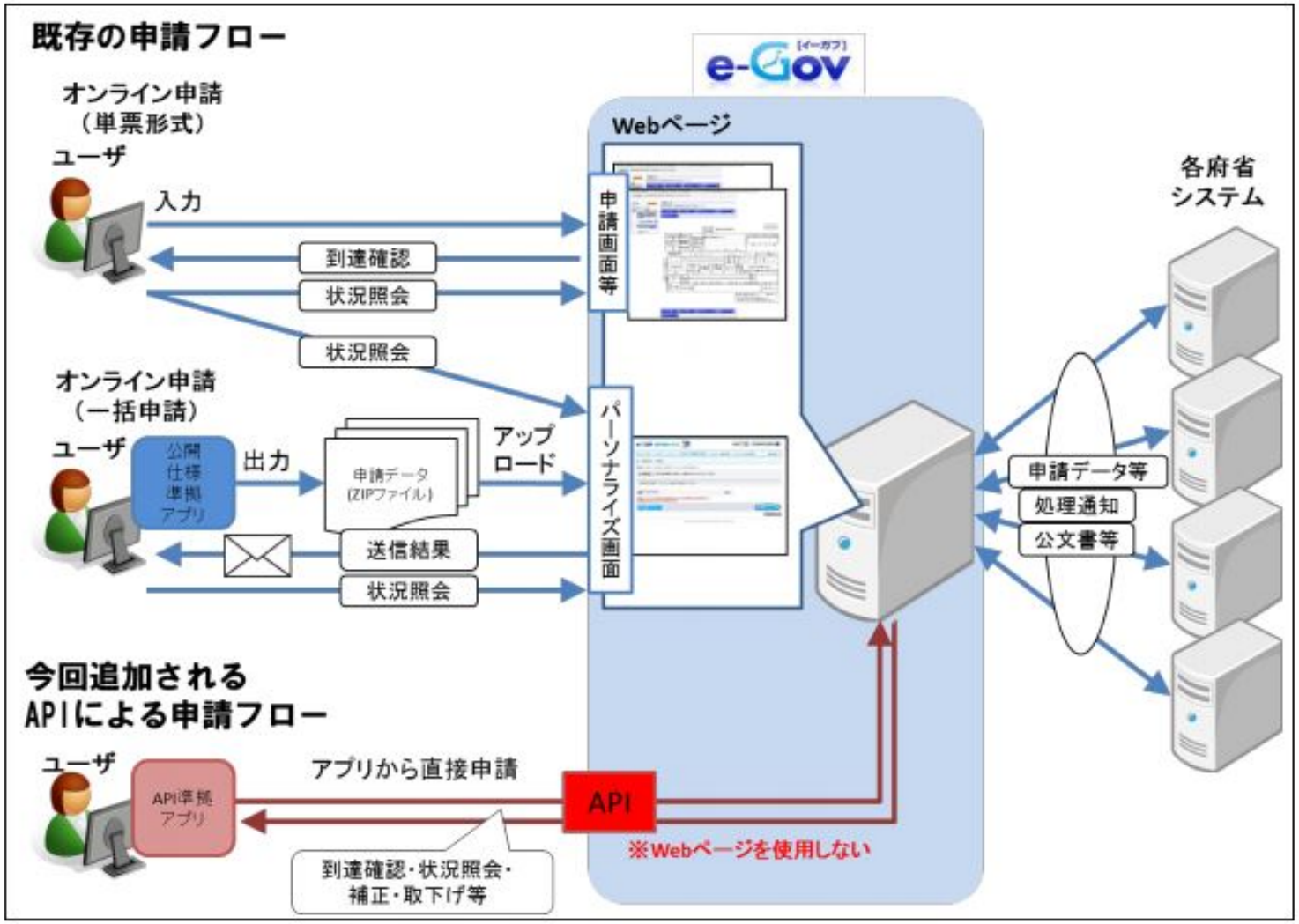

© Cells All rights reserved

事前準備をマスターする

会社の印鑑

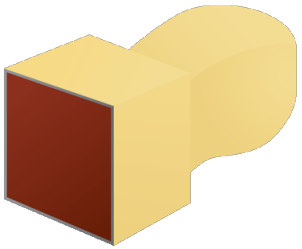

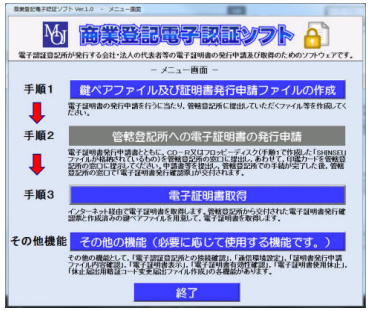

社労士の印鑑

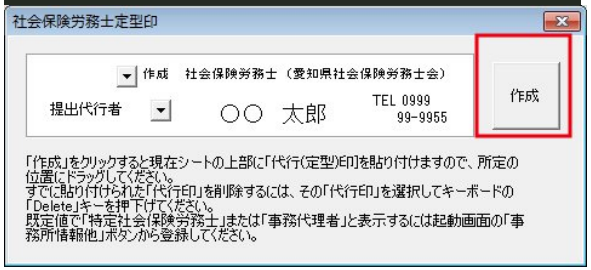

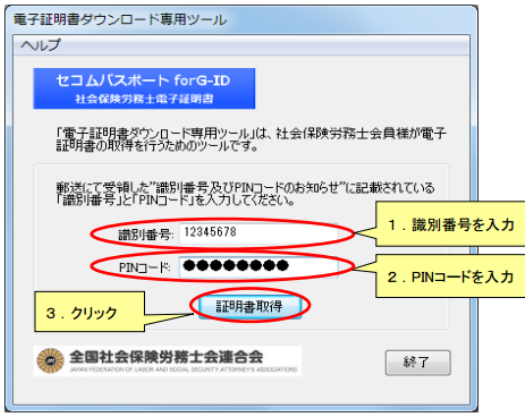

個人の印鑑

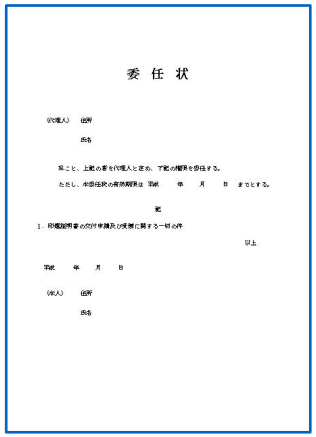

会社や社労士の確認作業は従来の用紙手続きと同じ。
インターネット版の印鑑を利用。

© Cells All rights reserved

電子申請可能な手続きを把握する

	年金機構	協会けんぽ	健保組合	ハローワーク	労働局	事務組合
電子申請 対応状況	◎	×	×	◎	◎	△

© Cells All rights reserved

一括申請で何が作られて何を申請しているかを把握する

受付票

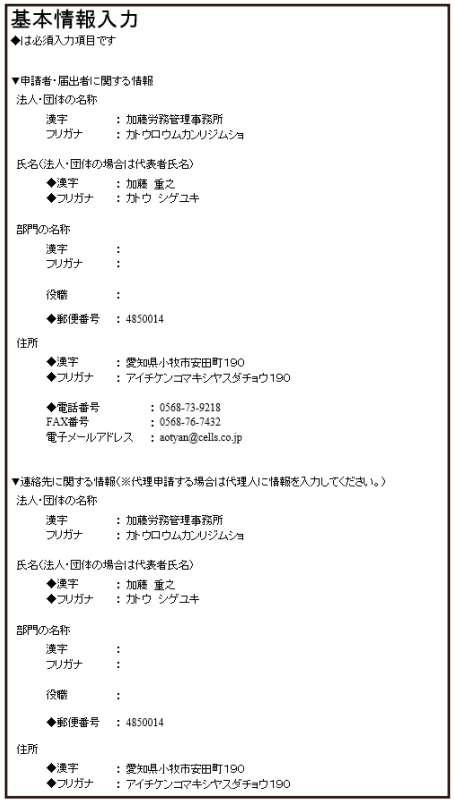

基本情報入力
◆は必須入力項目です

▼申請者・届出者に関する情報
法人・団体の名称
漢字　：加藤労務管理事務所
フリガナ　：ｶﾄｳﾛｳﾑｶﾝﾘｼﾞﾑｼｮ

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)
◆漢字　：加藤　重之
◆フリガナ　：ｶﾄｳ　ｼｹﾞﾕｷ

部門の名称
漢字　：
フリガナ　：

役職　：

◆郵便番号　：4850014

住所
◆漢字　：愛知県小牧市安田町190
◆フリガナ　：アイチケンコマキシヤスダチョウ190

◆電話番号　：0568-73-9218
FAX番号　：0568-76-7432
電子メールアドレス　：aotyan@cells.co.jp

▼連絡先に関する情報(※代理申請する場合は代理人に情報を入力してください。)
法人・団体の名称
漢字　：加藤労務管理事務所
フリガナ　：ｶﾄｳﾛｳﾑｶﾝﾘｼﾞﾑｼｮ

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)
◆漢字　：加藤　重之
◆フリガナ　：ｶﾄｳ　ｼｹﾞﾕｷ

部門の名称
漢字　：
フリガナ　：

役職　：

◆郵便番号　：4850014

住所
◆漢字　：愛知県小牧市安田町190
◆フリガナ　：アイチケンコマキシヤスダチョウ190

申請書類

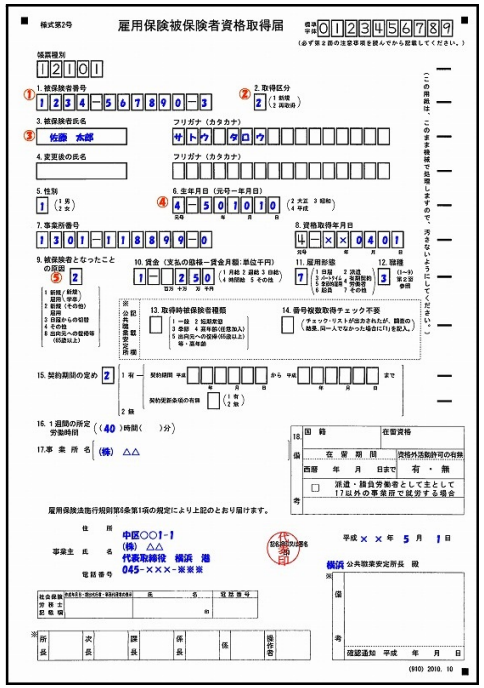

様式第2号　雇用保険被保険者資格取得届

添付書類

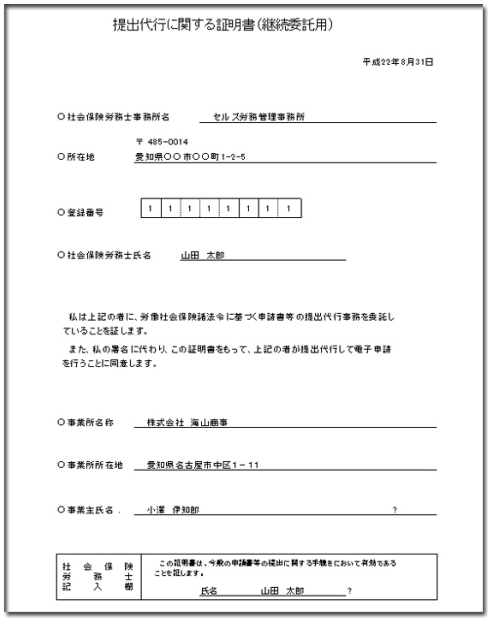

提出代行に関する証明書(継続委託用)

平成22年8月31日

○社会保険労務士事務所名　セルズ労務管理事務所
○所在地　〒485-0014 愛知県○○市○○町1-2-5
○登録番号　1 1 1 1 1 1 1 1
○社会保険労務士氏名　山田　太郎

私は上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

○事業所名称　株式会社　海山商事
○事業所所在地　愛知県名古屋市中区1－11
○事業主氏名　小澤　伊知郎

一括申請はこの３つを一つのＺＩＰファイルに集約して申請しています。

© Cells All rights reserved

利用できない文字があります。

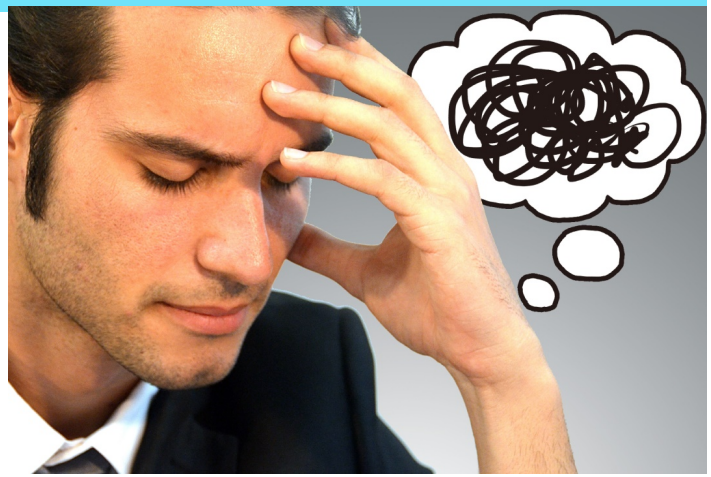

ローマ数字

Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ　Ⅵ　Ⅶ　Ⅷ　Ⅸ　Ⅹ

半角カタカナ

半角カタカナ。「」、・ｦｧｨｩｪｫｬｭｮｯｰｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄﾅﾆﾇﾈﾉﾊﾋﾌﾍﾎﾏﾐﾑﾒﾓﾔﾕﾖﾗﾘﾙﾚﾛﾜﾝﾞﾟ

機種依存文字

髙、﨑、㈱、㈲　など

添付ファイルの名称

－(全角マイナス)、―(全角ダッシュ)、∥、～、￠、￡、￢

<、>、#、%、”、{、}、|、¥、^、[、]、`、(半角スペース)、(全角スペース)□

© Cells All rights reserved

離職票の考え方

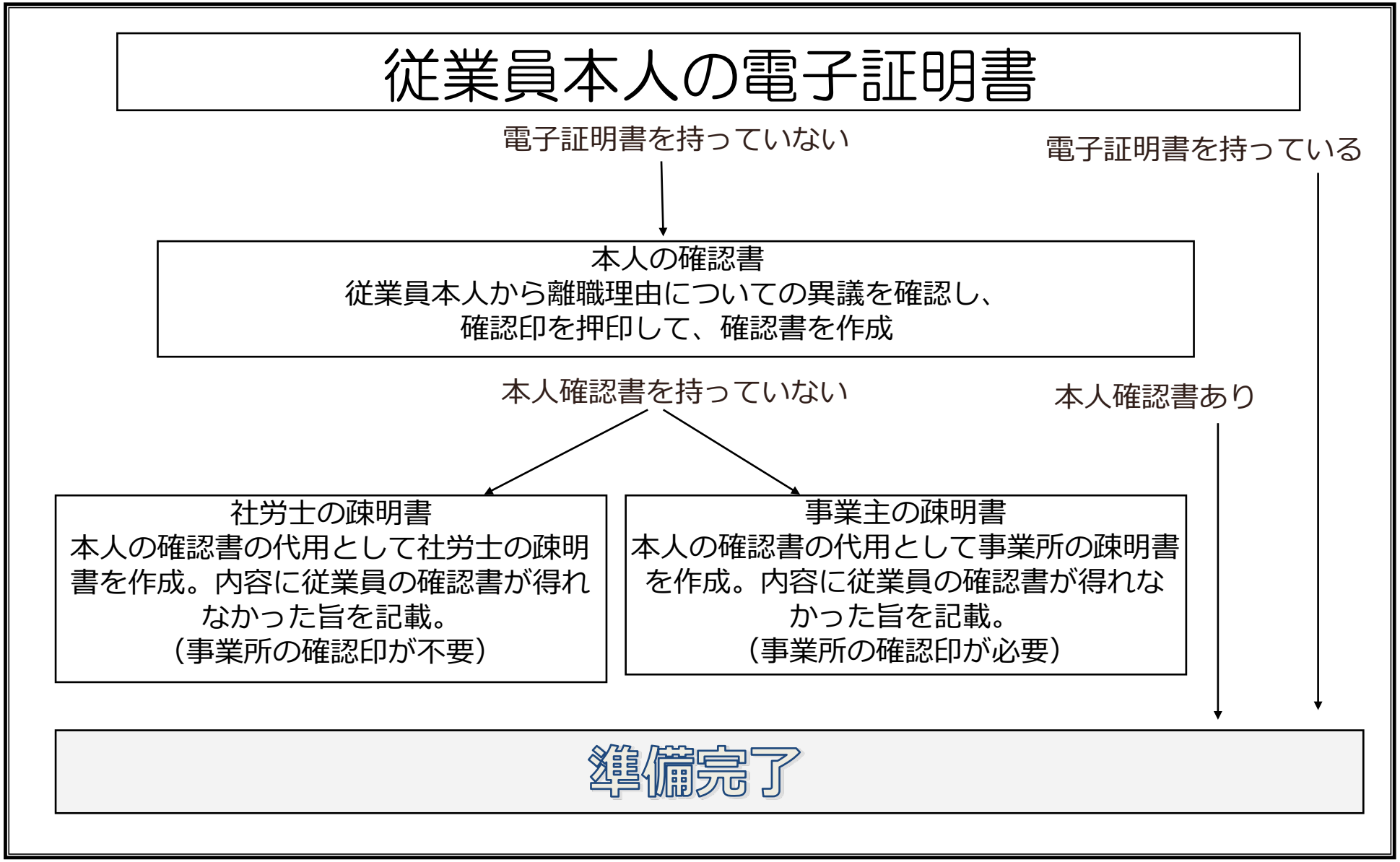

© Cells All rights reserved

得喪業務の電子申請ポイント

社会保険

•様式記入方式とＣＳＶ方式の2パターン

•取得時訂正ができない

•髙や﨑の場合は備考欄や添付ファイルで対応

•外国人の名前が長い場合、ＣＳＶ方式を利用

（様式記入方式の最大文字数 16文字、CSV方式の最大文字数 25文字）

•様式記入方式は健康保険番号の項目がない

雇用保険

- 離職票は本人の電話番号が必須
- 離職票の退職届は原則添付
- 本人に渡す離職証明書はＡ４で白黒。バーコードがきちんと印刷されていること。
- 本人確認書の取扱いに注意
- 再取得の場合、雇用保険番号なしはNG

© Cells All rights reserved

申請したデータが窓口に届くまでの経路を把握する

電子申請

総務省のサーバー

厚生労働省のサーバー

送信番号
振られる

労働保険
労働局

雇用保険
労働局電子事務センター
又はハローワーク

社会保険
社会保険事務センター

到達番号が振られて審査中

↓

審査終了

↓

電子公文書（申請書類の控）のダウンロード

↓

手続き終了

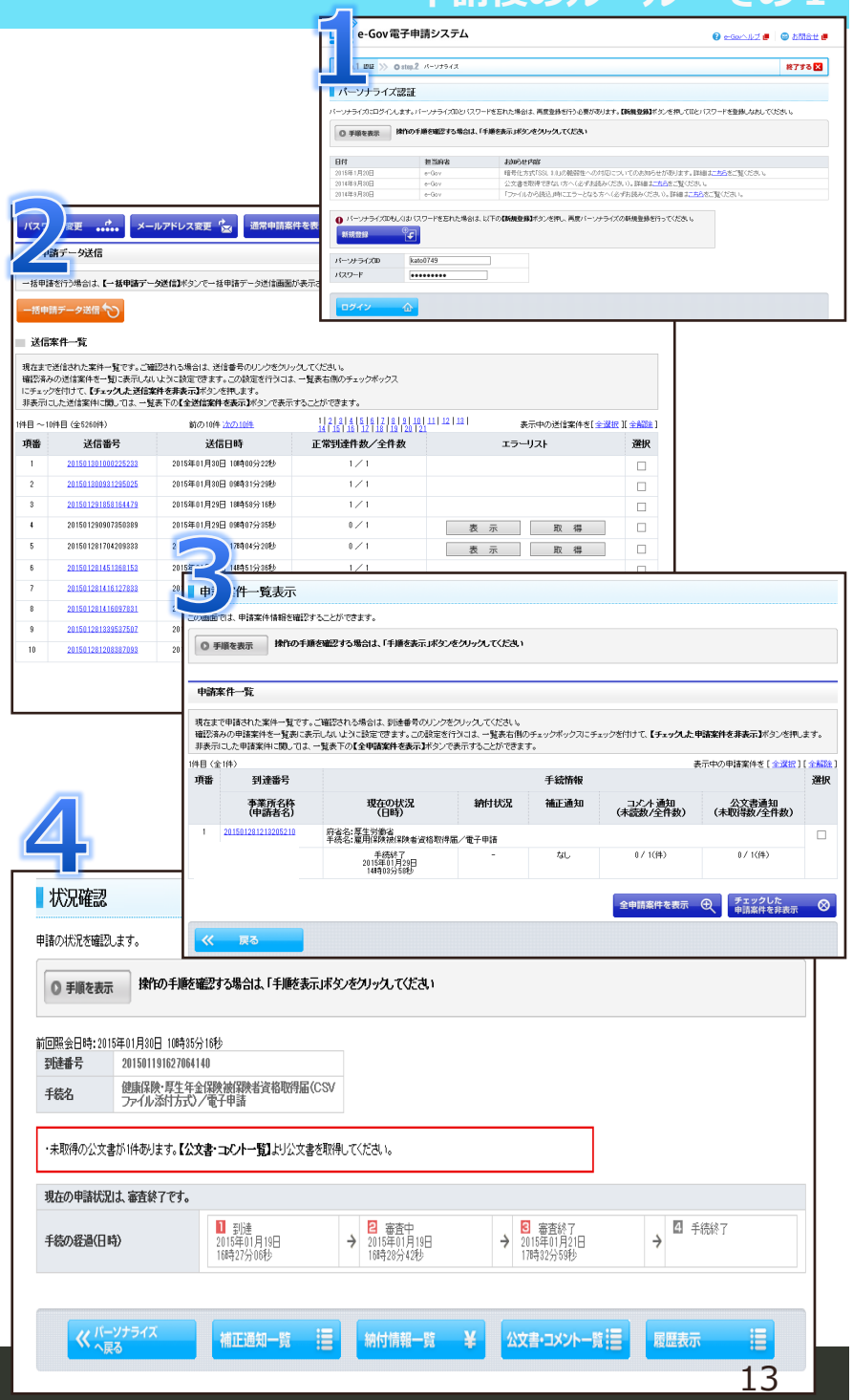

© Cells All rights reserved

申請したデータの確認方法を把握する

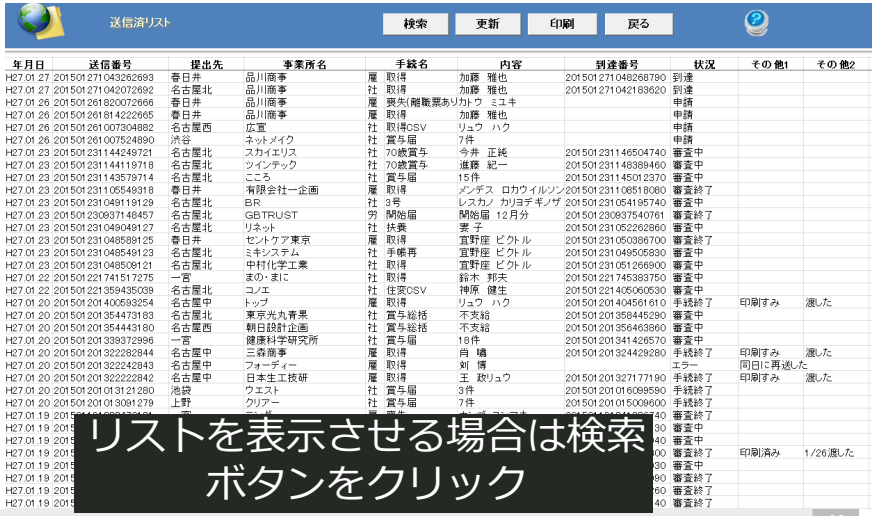

リストを表示させる場合は検索ボタンをクリック

電子申請した直後

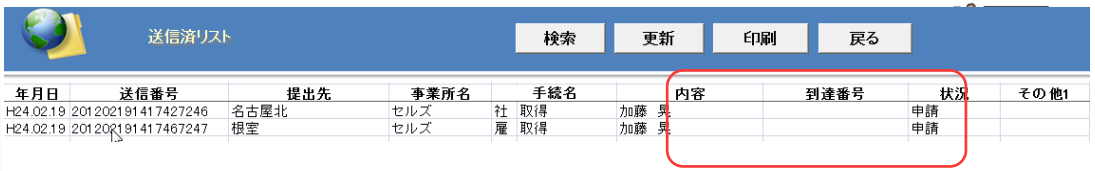

年月日	送信番号	提出先	事業所名	手続名		内容	到達番号	状況	その他1
H24.02.19	201202191417427246	名古屋北	セルズ	社	取得	加藤　晃		申請	
H24.02.19	201202191417467247	根室	セルズ	雇	取得	加藤　晃		申請	

数分後、更新ボタンをクリックすると
到達番号、状況の項目が変化します。

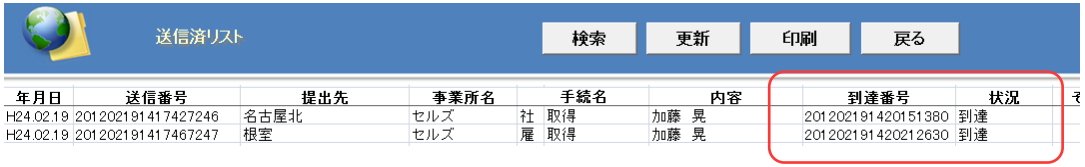

年月日	送信番号	提出先	事業所名	手続名		内容	到達番号	状況
H24.02.19	201202191417427246	名古屋北	セルズ	社	取得	加藤　晃	201202191420151380	到達
H24.02.19	201202191417467247	根室	セルズ	雇	取得	加藤　晃	201202191420212630	到達

状況項目の種類

- 申請　・・・ 到達番号が振られていない手続き（厚生労働省のサーバーに未到達）
- 到達　・・・ 到達番号が振られた手続き（厚生労働省のサーバーに到達）
- 審査中　・・・ 行政機関で申請した内容が正常に受理できるかを審査中の手続き
- 審査終了　・・・ 行政機関での審査が終了、公文書やコメントが取得可能になります。
- 手続終了　・・・ 公文書を取得した手続き
- 複数　・・・ １つの送信番号に複数の手続きが含まれている手続き

黄色のライン

更新ボタンをクリックして黄色のラインが表示される手続きは、eGovのコメント欄の文章に、返戻の「返」の文字が含まれている手続きです。
正常に処理されなかった可能性がありますので注意しましょう。

© Cells All rights reserved

合理的な公文書の取得、管理

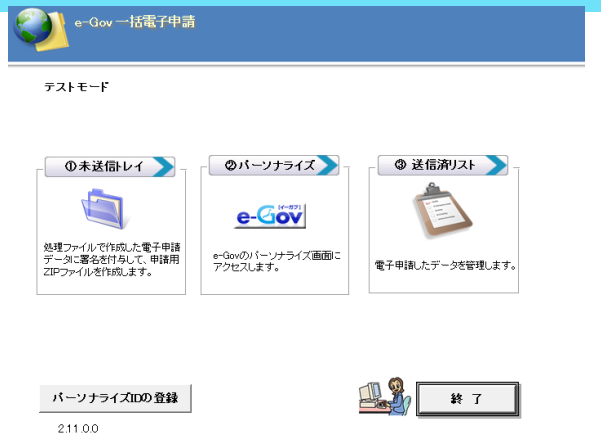

年月日	送信番号	提出先	事業所名	手続名		内容	到達番号	状況	その他1	その他2
H27.01.27	201501271043262693	春日井	品川商事	雇	取得	加藤　雅也	201501271048268790	到達		
H27.01.27	201501271042072692	名古屋北	品川商事	社	取得	加藤　雅也	201501271042183620	到達		
H27.01.26	201501261820072666	春日井	品川商事	雇	喪失(離職票あり	カトウ　ミユキ		申請		
H27.01.26	201501261814222665	春日井	品川商事	雇	取得	加藤　雅也		申請		
H27.01.26	201501261007304882	名古屋西	広宣	社	取得CSV	リュウ　ハク		申請		
H27.01.26	201501261007524890	渋谷	ネットメイク	社	賞与届	7件		申請		
H27.01.23	201501231144249721	名古屋北	スカイエリス	社	70歳賞与	今井　正純	201501231146504740	審査中		
H27.01.23	201501231144119718	名古屋北	ツインテック	社	70歳賞与	進藤　紀一	201501231148389460	審査中		
H27.01.23	201501231143579714	名古屋北	こころ	社	賞与届	15件	201501231145012370	審査中		
H27.01.23	201501231105549318	春日井	有限会社一企画	雇	取得	メンデス　ロカウイルソン	201501231108518080	審査終了		
H27.01.23	201501231049119129	名古屋北	BR	社	3号	レスカノ　カリヨデギノザ	201501231054195740	審査中		
H27.01.23	201501230937148457	名古屋北	GBTRUST	労	開始届	開始届　12月分	201501230937540761	審査終了		
H27.01.23	201501231049049127	名古屋北	リネット	社	扶養	妻　子	201501231052262860	審査中		
H27.01.23	201501231048589125	春日井	セントケア東京	雇	取得	宜野座　ビクトル	201501231050386700	審査終了		
H27.01.23	201501231048549123	名古屋北	ミキシステム	社	手帳再	宜野座　ビクトル	201501231049505830	審査中		
H27.01.23	201501231048509121	名古屋北	中村化学工業	社	取得	宜野座　ビクトル	201501231051266900	審査中		
H27.01.22	201501221741517275	一宮	まの･まに	社	取得	鈴木　邦夫	201501221745383750	審査中		
H27.01.22	201501221359435039	名古屋北	コノエ	社	住変CSV	神原　健生	201501221405060530	審査中		
H27.01.20	201501201400593254	名古屋中	トップ	雇	取得	リュウ　ハク	201501201400			
H27.01.20	201501201354473183	名古屋北	東京光丸青果	社	賞与総括	不支給	201501201354			
H27.01.20	201501201354443180	名古屋西	朝日設計企画	社	賞与総括	不支給	201501201354			
H27.01.20	201501201339372996	一宮	健康科学研究所	社	賞与届	18件	201501201339			
H27.01.20	201501201322282844	名古屋中	三森商事	雇	取得	肖　嘯	201501201322			
H27.01.20	201501201322242843	名古屋中	フォーディー	雇	取得	刘　博				
H27.01.20	201501201322222842	名古屋中	日本生工技研	雇	取得	王　政リュウ	201501201322			
H27.01.20	201501201013121280	池袋	ウエスト	社	賞与届	3件	201501201013			
H27.01.20	201501201013091279	上野	クリアー	社	賞与届	7件	201501201013			
H27.01.19	201501191838470181	一宮	テンダ	雇	喪失	ナンブ　ヨシアキ	201501191838			
H27.01.19	201501191823090086	名古屋西	ミニミニ中央	社	取得CSV	肖　嘯	201501191823			
H27.01.19	201501191823050085	名古屋西	強生商事	社	取得CSV	リュウ　ハク	201501191823			
H27.01.19	201501191738049708	春日井	丸信文昌堂	雇	雇用継続	大池　三郎	201501191738			
H27.01.19	201501191738569719	名古屋西	いたがき東京	社	取得CSV	王　政リュウ	201501191738			
H27.01.19	201501191721579550	春日井	レガリス	雇	取得	安江　淳	201501191721			
H27.01.19	201501191623558888	品川	マルソ	雇	取得	森　友之	201501191623			
H27.01.19	201501191623528886	港	パロン警備保障	社	取得CSV	森　友之	201501191623			

© Cells All rights reserved

公文書の保存場所を決める

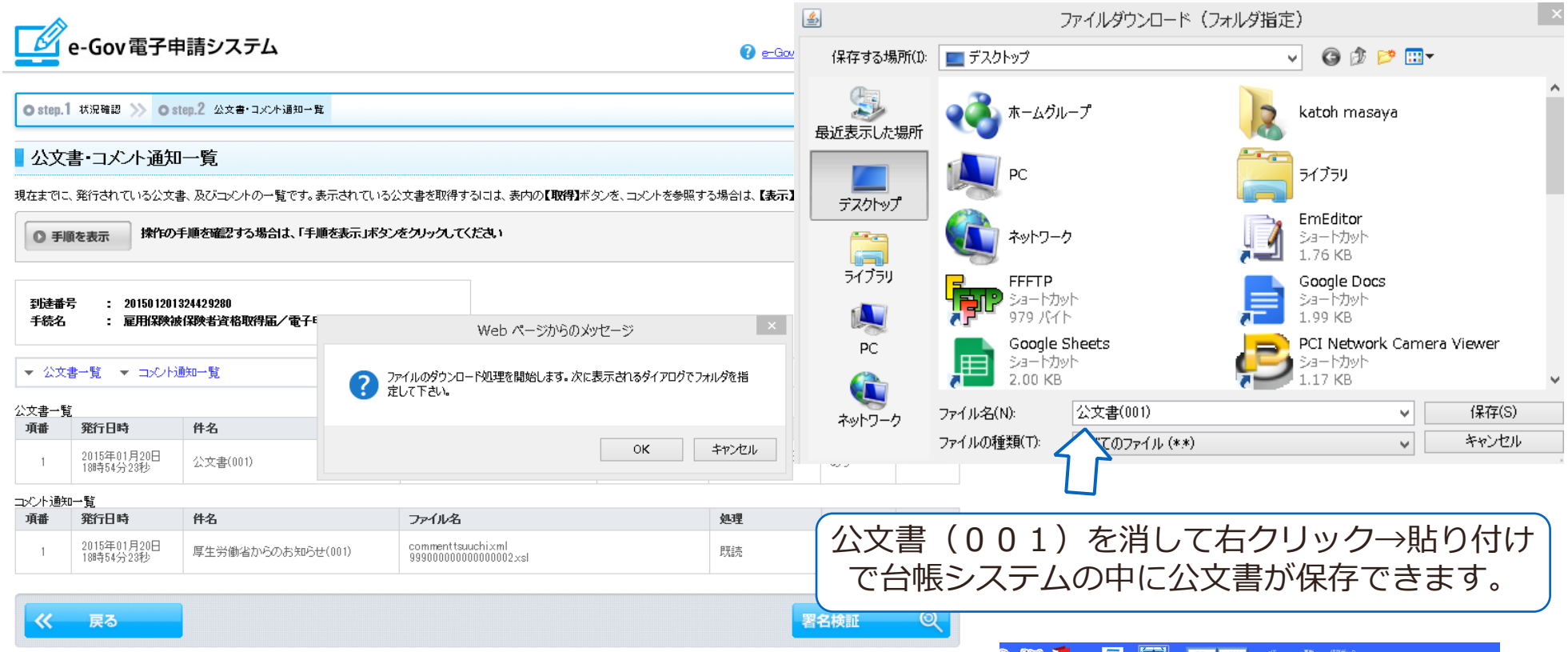

公文書（００１）を消して右クリック→貼り付けで台帳システムの中に公文書が保存できます。

保存した台帳は事業所台帳から確認できます。

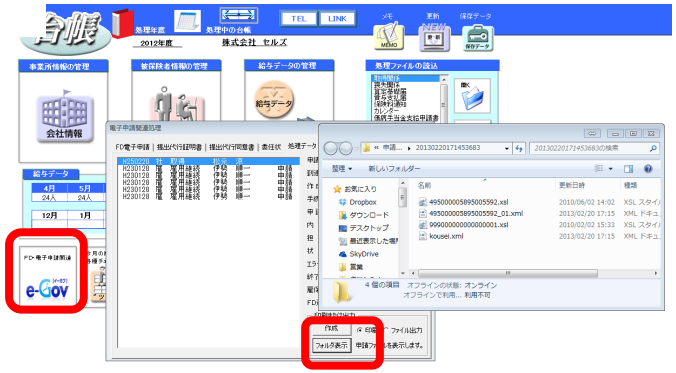

© Cells All rights reserved

電子申請の管理でメールは使わない。（申請は問い合わせ番号がありません。）

【e-Gov電子申請システム】公文書確認のご連絡

e-Gov電子申請システム <shinsei@e-gov.go.jp>　2011年4月7日11:40
返信先: shinsei@e-gov.go.jp
To: info@cells.co.jp

e-Gov電子申請システムをご利用の方へ
これは、e-Gov電子申請システムの状況通知メールです。

◇ 通 知 内 容 ◇
次の申請・届出に対して、電子公文書が発行されています。
期限までに公文書をご確認願います。
[手続名] 雇用保険被保険者資格取得届／電子申請
[到達番号] 201104071005543080
[到達日時] 2011年04月07日 10時05分54秒
[公文書発行日時] 2011年04月07日 11時35分31秒
[公文書取得期限日時] 2013年12月30日

下記URLの状況照会画面より確認を行ってください。
[URL] https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/main.jsp?egovparam=PK005E0001

このメールは、e-Gov電子申請システムから『申請者連絡先情報』で
入力された電子メールアドレスに対して発信専用のサーバから
送信しています。
※発信元への返信はご遠慮ください。

お問合せ先につきましては、以下のURLをご参照ください。
電子政府利用支援センター
[URL] http://www.center.e-gov.go.jp

© Cells All rights reserved

雇用保険の手続きに、マイナンバーが必要に

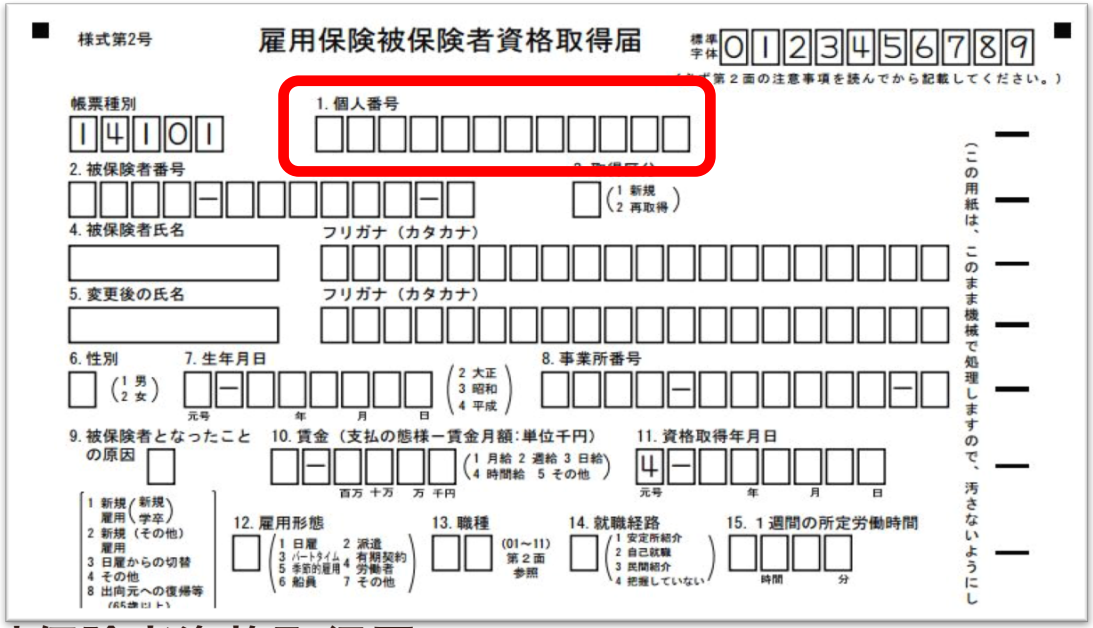
様式第2号

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（カバー第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1 4 1 0 1

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分 （1 新規 2 再取得）

4. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

5. 変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

6. 性別 （1 男 2 女）

7. 生年月日 （2 大正 3 昭和 4 平成） 元号 年 月 日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因
1 新規雇用（新規学卒）
2 新規雇用（その他）
3 日雇からの切替
4 その他
8 出向元への復帰等

10. 賃金（支払の態様ー賃金月額：単位千円） （1 月給 2 週給 3 日給 4 時間給 5 その他） 百万 十万 万 千円

11. 資格取得年月日 4 元号 年 月 日

12. 雇用形態 （1 日雇 2 派遣 3 パートタイム 4 有期契約 5 季節的雇用 労働者 6 船員 7 その他）

13. 職種 （01～11） 第２面参照

14. 就職経路 （1 安定所紹介 2 自己就職 3 民間紹介 4 把握していない）

15. １週間の所定労働時間 時間 分

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにし

１．雇用保険被保険者資格取得届

２．雇用保険被保険者資格喪失届

３．高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書

４．育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

５．介護休業給付金支給申請書

© Cells All rights reserved

Q： マイナンバーを記載して届出ることは義務ですか？

A：

新様式・・・マイナンバーを記載し、提出

旧様式・・・通常申請後、後日「個人番号登録・変更届」を提出

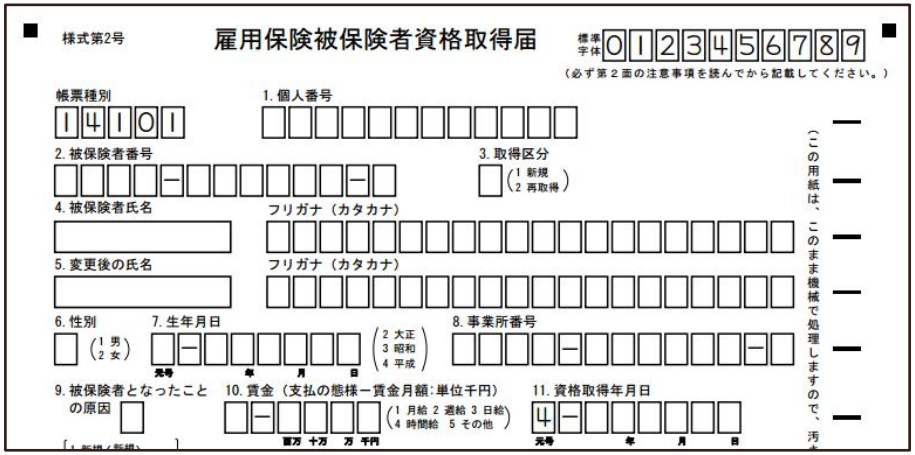
様式第2号

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1 4 1 0 1

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分 （1 新規 2 再取得）

4. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

5. 変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

6. 性別 （1 男 2 女）

7. 生年月日 （2 大正 3 昭和 4 平成）

元号 年 月 日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 賃金（支払の態様ー賃金月額：単位千円） （1 月給 2 週給 3 日給 4 時間給 5 その他）

百万 十万 万 千円

11. 資格取得年月日

元号 年 月 日

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないよう

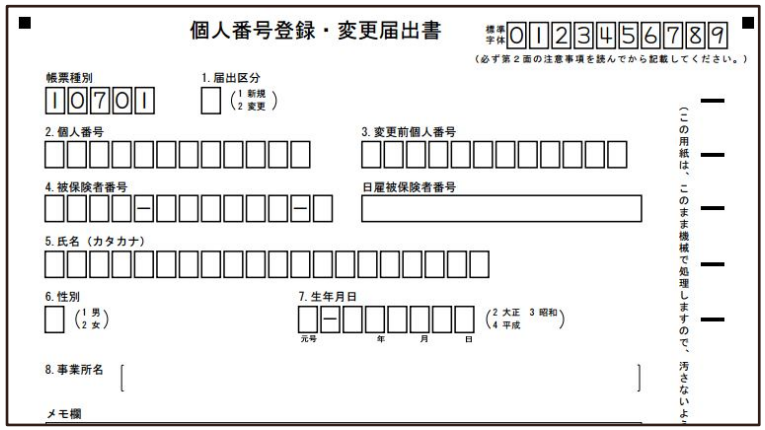
個人番号登録・変更届出書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1 0 7 0 1

1. 届出区分 （1 新規 2 変更）

2. 個人番号

3. 変更前個人番号

4. 被保険者番号

日雇被保険者番号

5. 氏名（カタカナ）

6. 性別 （1 男 2 女）

7. 生年月日 （2 大正 3 昭和 4 平成）

元号 年 月 日

8. 事業所名

メモ欄

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないよう

© Cells All rights reserved

新しい届出「個人番号登録・変更届」

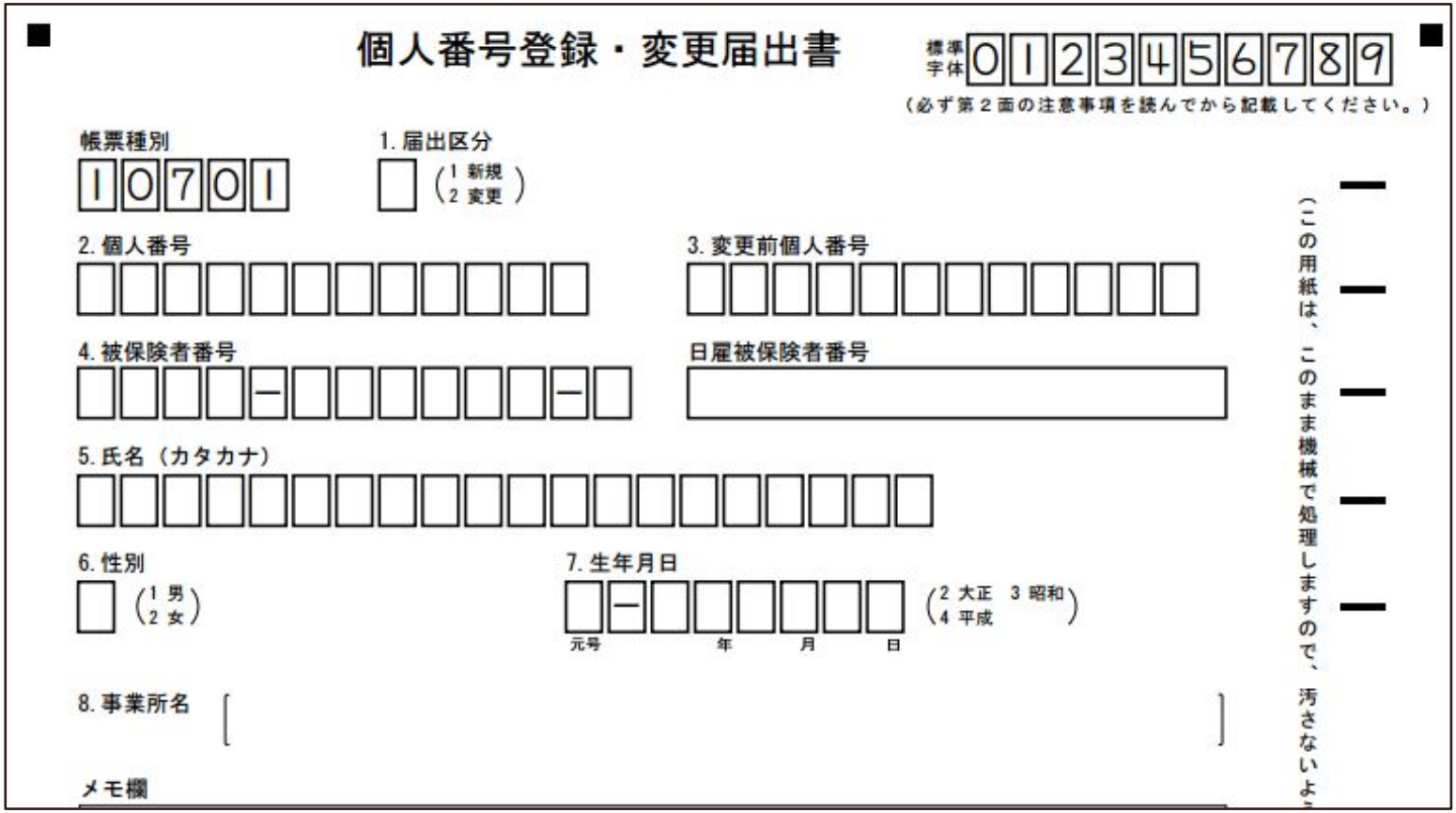

個人番号登録・変更届出書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 10701

1. 届出区分 （1 新規 2 変更）

2. 個人番号

3. 変更前個人番号

4. 被保険者番号

日雇被保険者番号

5. 氏名（カタカナ）

6. 性別 （1 男 2 女）

7. 生年月日 （2 大正 3 昭和 4 平成）
元号 年 月 日

8. 事業所名

メモ欄

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないよう

・誤ったマイナンバーを届け出てしまった場合は・・・

© Cells All rights reserved

雇用継続給付の取扱（社労士が電子申請にて行う場合）

申請者は？　事業主　・　本人

マイナンバーの確認は？

労使協定は？　必要　・　不要

© Cells All rights reserved

健康保険・厚生年金保険適用関係届書（主なもの）に係る添付書類

届書名	添付書類		提出方法等 A	B	C	D	E
健康保険・厚生年金保険新規適用届	法人事業所	・法人（商業）登記簿謄本	○	→	◎		
	個人事業所	・事業主世帯全員の住民票の写し	○	→	◎		
		・任意適用の場合：公租公課の領収証のコピー（原則1年分）		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）	法人事業所	・法人（商業）登記簿謄本のコピー		○	→	●	
	個人事業所	・住所変更の場合：事業主の住民票の写しのコピー		○	→	●	
		・名称変更の場合：公共料金の領収書のコピー					○
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届	―	①解散登記の記載のある法人（商業）登記簿謄本のコピー　あるいは ②雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）のコピー ①②が不可の場合、給与支払事務所等の廃止届のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	60日以上遡及	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録のコピー　等		○	→	●	
	特老厚受給者継続再雇用	①就業規則等（退職したことが分かる書類）のコピー					○
		②雇用契約書（再雇用されたことが分かる書類）のコピー					○
		③事業主の証明　①＋②又は③					○
		・役員の場合：役員規程、取締役会の議事録のコピー　等					○
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	―	・被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給者証　等	○				
		・回収不能・滅失届（届書付記で省略可）					○
	60日以上遡及	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	60日以上遡及・5等級以上降級	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録及び所得税源泉徴収簿のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	―	・算定基礎届総括表				○	
		・算定基礎届総括表附表				○	
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	―	・賞与支払届総括表				○	
健康保険被扶養者（異動）届	収入に関するもの	・退職した者・・・退職証明書又は雇用保険被保険者離職者票のコピー					○
		・雇用保険失業給付受給者等・・・雇用保険受給資格者証のコピー					○
		・年金受給者・・・年金額改定通知書等のコピー					○
		・自営業者等・・・直近の確定申告書のコピー		○	→	●	
		・上記以外に収入がある者（上記以外の者）・・・課税（非課税）証明書　等	○	→	◎		
		・非課税対象の収入がある者・・・受取金額のわかる通知書等のコピー		○	→	●	
	同居条件	・世帯全員の住民票の写し・民生委員等の同居証明　等			○		
	内縁関係	・内縁関係にある両人の戸籍謄本・世帯全員の住民票の写し　等	○	→	◎		

A：原本添付（別送）　B：コピー添付（別送）　C：画像ファイル添付（原本は社労士保管）　D：画像ファイル添付　E：省略（届書にその旨明示）

◎：原本添付（別送）から画像ファイルによる添付へ変更されたもの

●：別送から画像ファイルによる添付へ変更されたもの

© Cells All rights reserved

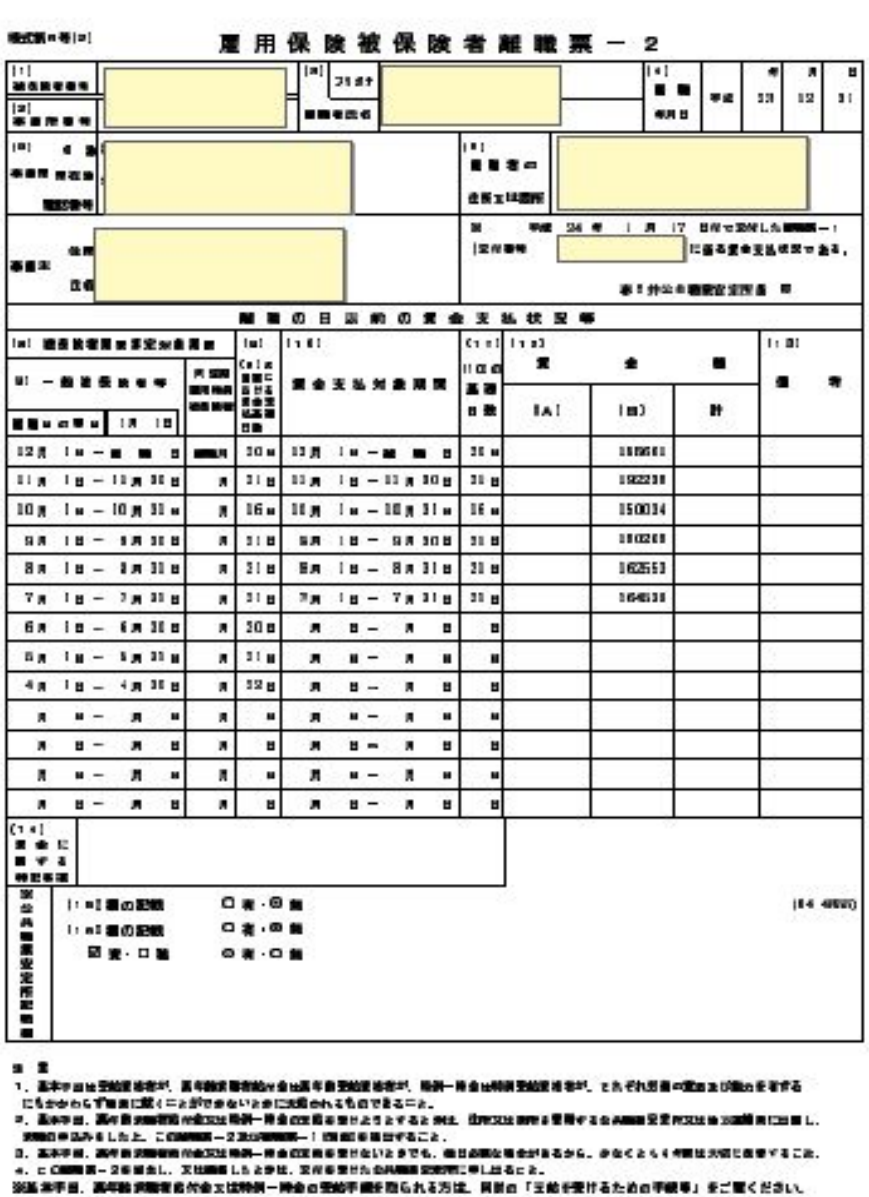

様式第４号(２)

雇用保険被保険者離職票－２

(１) 被保険者番号		(２) フリガナ / 被保険者氏名		(４) 離職年月日	平成	年 31	月 02 / 日 31
(３) 事業所番号							
(５) 事業所名称 / 電話番号		(６) 被保険者の住所又は居所					
事業主 住所 / 氏名		第 平成 26 年 1 月 17 日付で交付した雇用保険被保険者離職票－１ (交付番号) に係る賃金支払状況等申告書					

※１ 外出中離職証明書 ※

離職の日以前の賃金支払状況等

(８) 被保険者期間算定対象期間			(９)	(10) 賃金支払対象期間	(11) 日数の基礎日数	(12) 賃金			(13) 備考
(６) 一般被保険者		(７) 短期雇用特例被保険者	賃金の単位			(A)	(B)	計	
年 月 日	年 月 日								
32 月 1 日	1 年 前 日	月	30 日	31 月 1 日 － 31 月 31 日	31 日		189661		
31 月 1 日	1 月 31 日	月	31 日	31 月 1 日 － 31 月 30 日	30 日		192230		
30 月 1 日	1 年 － 30 月 31 日	月	36 日	30 月 1 日 － 30 月 31 日	36 日		150034		
9 月 1 日	－ 9 月 30 日	月	31 日	9 月 1 日 － 9 月 30 日	30 日		190260		
8 月 1 日	－ 8 月 31 日	月	31 日	8 月 1 日 － 8 月 31 日	30 日		162563		
7 月 1 日	－ 7 月 31 日	月	31 日	7 月 1 日 － 7 月 31 日	30 日		164630		
6 月 1 日	－ 6 月 30 日	月	30 日	月 日 － 月 日	日				
5 月 1 日	－ 5 月 31 日	月	31 日	月 日 － 月 日	日				
4 月 1 日	－ 4 月 30 日	月	32 日	月 日 － 月 日	日				
月 日	－ 月 日	月	日	月 日 － 月 日	日				
月 日	－ 月 日	月	日	月 日 － 月 日	日				
月 日	－ 月 日	月	日	月 日 － 月 日	日				
月 日	－ 月 日	月	日	月 日 － 月 日	日				

(14) 賃金に関する特記事項

(15) 公共職業安定所記載欄

(15-1) 欄の記載 ○有・○無

(15-2) 欄の記載 ○有・○無

☒要・○無 ○有・○無

(R4.4版)

注 意

1．基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思および能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。

2．基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は出張所に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票－２及び離職票－１を提出すること。

3．基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日の支給を受けることがあるから、少なくとも４年間は大切に保管すること。

4．この離職票－２を紛失し、又は滅失したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

※基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、別紙の「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

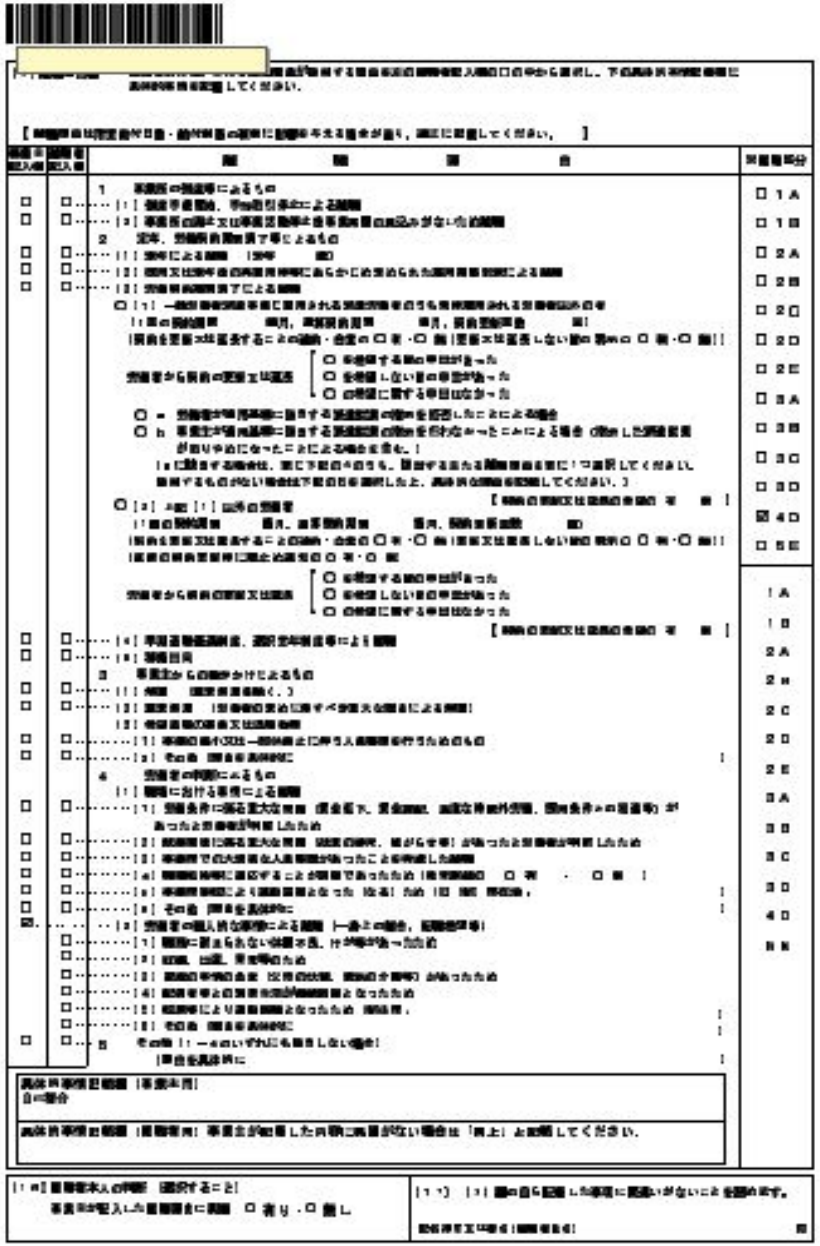

【 離職票は確定後の日数・給付制限の選択に影響を与える要件が多く，適正に記載してください。 】

被保険者記入欄	事業主記入欄	離職票	対象離職票分
		1 事業所の倒産等によるもの	
□	□	(1) 倒産等発動，手続開始等による離職	□ 1A
□	□	(2) 事業所の廃止又は事業活動等を停止する事態の発生が生じたための離職	□ 1B
		2 定年，労働契約期間満了等によるもの	
□	□	(1) 定年による離職 （ 年 月 日）	□ 2A
□	□	(2) 期間又は期間を定めた労働契約等にあらかじめ定められた期間満了等による離職	□ 2B
□	□	(3) 労働契約期間満了による離職	□ 2C
		○ (1) 一般被保険者離職票に記載される被保険者のうち労働契約期間が定められている者等	□ 2D
		(1-1) 直前の契約期間 年 月，直近契約期間 年 月，契約更新回数 回	□ 2D
		契約を更新又は延長することの通知・合意の ○有・○無 (更新又は延長しない旨の明示の ○有・○無)	□ 2E
		労働者から契約の更新又は延長 ○ 希望する旨の申出があった / ○ 希望していない旨の申出があった / ○ 申出に関する申出はなかった	□ 3A
		○ a 労働者が特例基準に該当する被保険者の数が全部喪失したことによる場合 (離職した被保険者数 人)	□ 3B
		○ b 事業主が特例基準に該当する被保険者の数を引き下げたことによる場合 (離職した被保険者数が引き下げになったことによる場合を含む。)	□ 3C
		(a に該当する場合は，第二下記の日を選択した上，離職票の備考欄に「○」選択してください。離職票を出すものがない場合は下記の日を選択した上，離職票の備考欄を記載してください。)	□ 3D
		○ (2) 上記 (1) 以外の倒産等 【 年 月 】	☒ 4D
		(1-1) 直前の契約期間 年 月，直近契約期間 年 月，契約更新回数 回	□ 5E
		契約を更新又は延長することの通知・合意の ○有・○無 (更新又は延長しない旨の明示の ○有・○無)	
		労働者から契約の更新又は延長 ○ 希望する旨の申出があった / ○ 希望しない旨の申出があった / ○ 申出に関する申出はなかった	
		【 年 月 】	
□	□	(4) 事業主都合解雇，選択定年制度等による離職	1A
□	□	(5) 離職日満	1B
		3 事業主からの働きかけによるもの	2A
□	□	(1) 解雇 （懲戒解雇を除く。）	2B
□	□	(2) 退職勧奨 （労働者の受諾に係るすべての要因が事業主の勧奨による離職）	2C
		(3) 特定理由離職者又は特定受給資格者	2D
□	□	(1) 事業所の縮小又は一部の廃止に伴う人員整理を行ったための離職	2D
□	□	(2) その他 （具体的に記入）	2E
		4 労働者の判断による離職	3A
		(1) 職場における事情による離職	3B
□	□	(1) 労働条件に係る重大な問題 （賃金低下，賃金遅延，賃金支払方法の不当，長時間労働，職場内暴力・セクハラ等） が あったと労働者が明確に申出したため	3C
□	□	(2) 職場環境に係る重大な問題 （就業の強制，職がらみ等） があったと労働者が明確に申出したため	3D
□	□	(3) 事業所での大規模な人員整理があったことを明確に申出した離職	4D
□	□	(4) 職場環境等に起因することが明確であったため （事業所名： □ 有 ・ □ 無 ）	
□	□	(5) 事業所等倒産により離職せざるをえなくなったため （会社名： 倒産年月日： ）	
□	□	(6) その他 （具体的に記入）	
		(2) 労働者の個人的な事情による離職 （一番上の場合，記載必要）	
	□	(1) 職場に馴染めない状態が続き，仕事が嫌になったため	
	□	(2) 結婚，出産，育児等のため	
	□	(3) 家族の事情の急変 （配偶者の転勤，家族の介護等） があったため	
	□	(4) 結婚等をきっかけとする家族関係等の変化となったため	
	□	(5) 結婚等により通勤困難となったため （通勤時間： ）	
	□	(6) その他 （具体的に記入）	
□	□	5 その他 （1～4のいずれにも該当しない場合）	
		（具体的に記入）	

具体的事情記載欄 （事業主用） 自己都合

具体的事情記載欄 （離職者用） 事業主が記載した内容に異議がない場合は「異上」と記載してください。

(11-1) 離職者本人の判断 （選択すること） 事業主が記入した離職票に異議 □ 有り ・ □ 無し

(11-1) (1) 欄の自己都合 に記載した事項に間違いがないことを確認します。

離職者氏名 （離職者自署） 印

© Cells All rights reserved

社労士事務所にとって控え書類は商品です！
少しでも価値がありそうなものに見せる工夫をしましょう！

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書　　1/1 ページ

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号

被保険者整理番号　22

被保険者氏名 [redacted]

被保険者住所　166 － 0012 [redacted]

生年月日　H 04 . 02 . 10

種別（性別）　女

取得区分　再

資格取得年月日　H 27 . 01 . 01

基礎年金番号

標準報酬月額　（健保）　260 千円　（厚年）　260 千円

郵便番号　150 － 0045

事業所住所 [redacted]

事業所名称 [redacted]

事業主氏名 [redacted]

左記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。

ア．　この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から１年を経過すると訴えを提起できません。

イ．　この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

電子申請済
27.1.30
社労士法人
セルズ

平成 27 年 1 月 28 日
日本年金機構理事長

© Cells All rights reserved